

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
 - 特定認定長期優良住宅以外、認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋 [平成 年 月 日 { (ハ)新築、(ニ)取得 }]
がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

令和 年 月 日

白井市長 あて

住所

代理人が申請する場合代理人の氏名

電話番号 ()

申請者の住所 (取得者)			
申請者の氏名 (取得者)			
家屋の所在地	白井市		
建築年月日	昭和 平成 令和 年 月 日	取得年月日	昭和 平成 令和 年 月 日
家屋番号			
床面積	m ²	構造	造 葺 建
申請者の居住	(1) 入居済	(2) 入居予定	
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火	(2) 低層集合住宅	
	取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売買	(2) 競落

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ) 第41条

特定認定長期優良住宅以外、認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等が

された家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋 [平成 年 月 日 { (ハ)新築、(ニ)取得 }]

がこの規定に該当するものである。

申請者の住所 (取得者)			
申請者の氏名 (取得者)			
家屋の所在地	白井市		
建築年月日	昭和 平成 令和 年 月 日	取得年月日	昭和 平成 令和 年 月 日
家屋番号			

取得の原因
(移転登記の場合) (1)売買 (2)競落

白税第 号

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

千葉県白井市長

笠井 喜久雄